

静岡英和学院大学短期大学部

令和5年度 短期大学機関別認証評価
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

静岡英和学院大学短期大学部

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

キリスト教の精神に基づき、法人全体の目指す教育の基盤である「学院聖句」及び短期大学、大学に共通する「大学聖句」に体现される「愛と奉仕の実践」を建学の精神としている。この建学の精神を記したプレートを学内各所に掲げるとともに、役員、教職員は、諸会議、礼拝等を通して使命・目的及び教育目的を理解し、その策定には教授会、理事会における審議の過程で関与・参画している。建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的は三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映し、必修科目として「キリスト教学入門」及び「キリスト教と現代」を開講している。令和3(2021)年度～令和7(2025)年度の5か年で展開する「学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）」は、建学の精神に基づいた人材教育を目指して策定しており、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、入試・広報委員会等を中心に多様な入学者選抜を実施して、学生の確保に努めている。

教職協働による学修支援、キャリア支援、学生生活支援の体制を確立し、学生の心身に関する相談には、保健室、学生相談室、学生修学サポートセンターを設置して、専任の看護師、カウンセラーを置いて対応している。留学生に対しては、留学生センターを設置し、常駐スタッフによる支援体制を整備している。学修環境は、図書館、グループ学習室、セミナー室などの施設・設備を備え、ICT（情報通信技術）環境は、コンピュータ教室や無線LANなどを整備している。学生の意見は、学修行動基礎調査などアンケートを利用して収集し、対応している。

「基準3. 教育課程」について

建学の精神につながる教育目的を踏まえた六つの能力・資質から成るディプロマ・ポリシーを定め周知している。単位認定基準、卒業認定基準は厳正に適用している。

ディプロマ・ポリシーに掲げる六つの能力・資質が修得できるよう、教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿い、体系的に編成・実施している。また、基礎教育科目の科目領域を設定し、教養教育を適切に実施している。

学修成果はこれら六つの能力・資質とし、明示している。短期大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づく点検・評価を行うには、組織的な取組みが望まれるが、学修行動

基礎調査や授業改善のためのアンケート、資格・検定の取得状況等を点検・評価し、教育内容・方法等の改善に努めている。

「基準4. 教員・職員」について

学則及び「寄附行為施行細則」に基づき、学長が短期大学の教育研究及び運営に関する最終意思決定及び教職員の指揮監督の権限を有することを明確にしている。専任教員については、短期大学設置基準に定める教員数、教授数を満たしている。FD(Faculty Development)活動は、FD委員会が組織的に実施し、学長主導で取り組むべき課題を決定の上、教職員研修会を実施しており、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。SD(Staff Development)活動では、全学的実施方針及び計画を定め、年2回以上のSD研修への参加を原則とし、学内で教職員研修会を企画・実施するなど、短期大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。研究倫理については、各種規則を整備し研究倫理委員会の開催を通して、学術研究に対する信頼と公正さを担保している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うこと」を法人の目的と定めるとともに、「静岡英和学院常任理事行動規範」や「静岡英和学院職員倫理規程」を定め、適切な運営を行っている。理事会を最高意思決定機関として位置付けるとともに、理事会のもとに理事長、院長及び教職員理事で構成する常任理事会を置き、機動的な意思決定ができる体制を整備している。常任理事会では、理事会審議事項を共有し、法人及び短期大学の運営について協議しており、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。法人全体の最重要課題として、学生・生徒数の確保に取り組むとともに、経費抑制を図ることで、事業活動収支は黒字で推移している。法人全体としては収入と支出のバランスを保ち、安定した財務基盤を維持している。学校法人会計基準に基づき、適正に会計処理を行っている。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針として「内部質保証の方針」を制定し、三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた短期大学全体の質保証の双方にわたり実施することを推進する恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置き、その責任体制を明確にしている。自己点検・評価は、毎年度継続して行い、その結果はウェブサイトに公表して、学内外に共有している。学長を委員長として設置したIR委員会では、情報の収集・分析及び提供等を統括している。三つのポリシーを起点とした内部質保証においては、組織的な取組みに課題があるものの、教育の改善・向上に努めている。短期大学全体の内部質保証においては、中長期計画に係る進捗管理表に基づいて改善状況をチェックする方法により、その仕組みが確立しており、短期大学運営の改善・向上のために機能している。

総じて、短期大学はキリスト教の精神に基づく「愛と奉仕の実践」を建学の精神とし、法人の名称変更をはじめ男女共学化、社会の変化に対応した教育研究組織の改組等さまざま

まな改革に取り組んでいる。今後は、教育の質保証を組織的に推進し、内部質保証の機能性を更に高めることに期待したい。

「短期大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・社会連携」「基準 B.グローバル化」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、短期大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 毎週水曜日の「礼拝」の実施

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

法人全体の目指す教育の基盤である「学院聖句」及び短期大学、大学に共通する「大学聖句」に体现される「愛と奉仕の実践」を建学の精神とし、これを記したプレートを学内各所に掲げている。学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、キリスト教の精神に基づき、豊かな教養と実際に役立つ専門の学術とを授けることを目的とする。」と定め、短期大学の使命・目的を具体的に明文化している。また、学則第 3 条に学科の教育目的を簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育目的に建学の精神を個性・特色として反映し、明示している。社会情勢などに対応し、使命・目的は堅持して、法人や短期大学の名称変更等を行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

役員、教職員は、諸会議、礼拝等を通して使命・目的及び教育目的を理解し、その策定には教授会、理事会における審議の過程で関与・参画している。使命・目的及び教育目的は、学内には「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」など、学外にはウェブサイトの情報公開ページに掲出し周知している。令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度の 5 か年で展開する「学校法人静岡英和学院中長期計画 (アクションプラン)」は、建学の精神に基づいた人材教育を目指して策定しており、使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映している。

建学の精神のもと、使命・目的及び教育目的は三つのポリシーに反映し、必修科目「キリスト教学入門」「キリスト教と現代」の開設などにつながっている。

短期大学部に現代コミュニケーション学科及び食物栄養学科を設置し、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

各学科の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項、ウェブサイトにより公表するとともに、オープンキャンパス、高校教員向けの大学説明会等を通じて周知している。

「静岡英和学院大学短期大学部入学者選抜規程」のもと 4 入試区分 10 形態、延べ 28 回の選抜試験を行い、入試・広報委員会を中心に入学者選抜を公正かつ妥当な方法により運用し、その検証を行っている。

入学定員確保のため、「学校法人静岡英和学院中長期計画 (アクションプラン)」に基づき、学生募集の強化を行っている。入試・広報委員会を中心に志願者数及び入学者数減少の要因の検証と分析を行い、広報活動や日本語学校、商業高校等との連携にも取り組んでいる。入試問題は、学長が委嘱する学内教員で構成する問題作成作業部会が入学者選抜問題

作成要領に従って作成している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援体制は、教務委員会、学生委員会、入試・広報委員会に職員も構成員として配置するなど、教職協働体制を整備している。

学修支援では、教育支援者を配置し、担当教員、助手と教育支援者での学修支援と授業や実験の支援が充実し、学生の安全性の確保と理解度の向上に役立っている。オフィスアワー制度も取入れられており、学生に対してはシラバス等によって公表し、履修登録・授業内容のみならず生活面における相談や進路に関しても指導、アドバイスを行っている。障がいのある学生に対する支援として、令和 5(2023)年度には学生修学サポートセンターを設置し、「合理的配慮の提供に関する申請書」の窓口となっている。中途退学、休学及び留年については、クラス担任又はゼミナール担任が学生と複数回の面談を行い、面談結果を学科内で共有し、必要に応じた学修サポートを行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

学務部にキャリア支援課を置き、学生の就職支援の方針を検討する組織として短期大学部就職委員会を設置し、学生の進路に沿った支援・指導を行う体制を整えている。教育課程内では必修科目である「キャリアプランニング演習」等のキャリア支援科目が設定され、教育課程外ではキャリア支援課によるキャリア支援プログラムを開設している。現代コミュニケーション学科では「フィールドワークⅠ」「フィールドワークⅡ」においてインターンシップが科目として設定されており、食物栄養学科においてもインターンシップに参加する機会を設け、就職につながっている。進学を希望する学生に対しては、学部事務室が行う内部編入学説明会、キャリア支援課が行う書類添削指導や面接指導がある。

保護者に対しても「保護者ができる就職支援セミナー」を開催し、説明の機会を設けており、保護者からも高い評価を得ている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活、厚生補導、学生の課外活動支援のため、所轄委員会として全学科からの代表教員と学生課職員によって構成する学生委員会を組織し、事務部門として学生課を中心に留学生センター、ボランティアセンターを設置して業務に当たっている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談には保健室と学生相談室及び学生修学サポートセンターを設置し、専任の看護師、カウンセラーを配置している。

経済的な支援として、独自の奨学制度として「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部奨学金制度」を設け、学業成績が特に優秀な者や経済困窮の学生に対して支援している。また、入学者選抜の結果を基準とした減免制度を設け、幅広い支援を行っている。その他、日本学生支援機構や、国による高等教育の修学支援新制度の奨学金を含め、多様な奨学金制度を通じて、学生への経済的な支援を適切に行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

短期大学設置基準に基づいて校地、運動場、校舎、図書館を設置している。また、教育目的の達成のため、グループ学習室、セミナー室、コンピュータ教室、無線 LAN などの設備を適切に整備し、活用している。

快適な学修環境を保持するため、施設・設備の保守点検等を行い、安全性の確保にも配慮しており、全ての建物は耐震化に対応している。

図書館は適切な規模を有し、学生ニーズに沿った基本図書及び専門書、視聴覚資料等を十分に備えている。バリアフリーについては、一部未整備の建物があるが、エレベータやユニバーサルトイレを設置するなど、配慮に努めている。

教育効果を維持するため、外国語科目や指定規則で定められた科目においては、各科目の趣旨を踏まえ、1 クラス当たりの履修人数を定めてクラス設定を行っており、適切に管理されている。

〈参考意見〉

○南館と研究棟については、バリアフリー化が未実施であるため、整備計画を作成し、速やかに対応することが望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援に関する学生の意見・要望を把握するシステムとしては FD 委員会が「学生による授業改善のためのアンケート」、学修行動に関してのアンケートを実施し、授業改善や学修支援の体制改善を行っている。

心身に関する健康相談等については、学長をはじめとする関係教職員間で情報共有し、現状把握に努めており、令和 3(2021)年度には健康相談やハラスメント相談に係る外部相談窓口を設置している。学生からの意見を受けて、学生相談室のカウンセラーの執務日を増やすなど、学生の意見・要望の把握や対応を行っている。学生課では、学生の経済的支援を行うため個別の状況に応じた対応に務めている。

学修環境に関する学生の意見・要望を把握するため、提案箱や「困りごとシート」「大学生活に関する卒業生アンケート」を行い、学内の施設・設備や学修環境の改善の優先度の参考としている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

キリスト教精神を反映した建学の精神に基づく教育目的を踏まえ、六つの能力・資質から成るディプロマ・ポリシーを各学科における学位プログラムに沿って策定し、ウェブサイト、「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」等によって公表されている。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準がそれぞれ規定のもとに策定され、「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」及び履修要項を用いて周知し、シラバスにおいて各科目の到達目標、成績評価基準、授業計画等を周知している。卒業認定は教務委員会及び教授会の議を経て厳正に運用されている。また、修得単位数の他に GPA(Grade Point Average)制度を採用し、上位者には卒業時の表彰、基準点以下の学生に対しては、面談等を行い、学修支援を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学則第1条の目的に基づく教育目標に従い、カリキュラム・ポリシーを策定し、ウェブサイトや「CAMPUS GUIDE (学生便覧)」によって周知している。各学科において、カリキュラム・ポリシーはそれぞれのディプロマ・ポリシーを踏まえて策定されており、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。学科、学年次ごとに履修登録単位数の上限を設定し、運用している。教養教育は、各学科のカリキュラム・ポリシーにおいて基礎教育科目として位置付けられ、教務委員会が学科と連携し、必要に応じて見直しを行っている。教授方法としては多くの授業でアクティブラーニング型授業を取入れており、シラバスにて情報を公開している。FD 委員会の主導のもとに授業改善アンケート、授業参観等が実施され、これらの結果を受けて各教員が授業の見直しを行っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

学修成果は建学の精神である「愛と奉仕の実践」に基づき「豊かな教養と実際に役立つ専門の学術を授けること」であり、地域貢献ができる学生を送出するために資格取得を推進している。ディプロマ・ポリシーに明示されている六つの資質・能力は各教科に関連付けられている。学生のディプロマ・ポリシーの達成度については、単位修得状況やGPAによって確認を行い、学修成果の点検・評価は、「学生による授業改善のためのアンケート」「学修行動基礎調査」「教員相互の授業参観」によって行っている。また、現代コミュニケーション学科では資格の取得状況、就職先に関する調査、食物栄養学科では全国栄養士養成施設協会主催の栄養士実力認定試験結果によって、学修成果の外的評価を行っている。学修成果の点検・評価結果のフィードバックとしては、学生に対しては履修状況や単位の修得状況、GPA等によって行い、教員に対しては授業改善のためのアンケート等の結果を用い、教員自らによる自己点検及び評価・改善に活用している。

〈参考意見〉

○学修成果の点検・評価、教育内容・方法及び学修指導の改善については、個々の教員において行われているため、組織として学修成果の点検・評価結果を活用する体制を整備し、対応することが望まれる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 短期大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学則及び「寄附行為施行細則」に基づき、学長が教育研究及び短期大学運営に関する最終意思決定及び教職員の指揮監督の権限を有することを明確にしている。また、学則に定める副学長を置くとともに、企画部経営課を置き、学長、副学長、教学特別参与、企画部長等の常任委員で構成される経営会議を行うなど、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。

使命・目的の達成に向けては、規則等に基づき、経営会議、教授会、評議会、その他各種委員会を組織し、意思決定の権限と責任を明確にしており、教学マネジメントを確立し

ている。教授会については、その意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要事項について学長が定め、周知している。

また、「静岡英和学院事務組織及び事務分掌規程」に基づき、事務分掌及び職務の権限を明確にし、適切に人員の確保と配置を行い、職員が経営や教学に関連する組織に委員として参画することで教職協働を実践し、教学マネジメントを遂行している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

短期大学設置基準において求められる専任教員数、教授数を満たし、各学科で適切に配置している。

教員の採用・昇任の基準や手続きについては、「静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する規程」「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会規程」「静岡英和学院大学短期大学部人事委員会内規」「静岡英和学院大学短期大学部教員任用基準」「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部教員の任用に関する申し合わせ」に定め、「静岡英和学院大学教員任用基準における『教育研究上の能力の判断基準』に関する申し合わせ」及び「静岡英和学院大学教員の昇任選考に関する申し合わせ」を準用し、適切に運用している。

FD等の活動については、短期大学及び大学合同によるFD委員会設置のもと、「学生による授業改善のためのアンケート」及び教員相互の授業参観を実施するほか、学長主導で取組むべき課題を決定の上、教職員研修会を実施しており、教育内容・方法等の改善の工夫に取組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

関係法令の趣旨にのっとり、事務部総務課を所管部署とし、短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上のため平成28(2016)年4月に「SDの全学的実施方針及び計画」を定め、年2回以上のSD研修への参画を原則とし、学内で教職員研修会を企画・実施するほか、毎年度当初予算に研修費を計上し、職員の自己啓発のために「ふじのくに地域・大学コン

ソーシウム」における SD 研修会に参画するなど、短期大学運営に関わる職員の資質・能力の向上に取り組んでいる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員には個々に研究室を配置し、印刷室やその他研究のための施設の維持管理は、職員が点検・補修を行い、教員の研究活動を適切に支援している。

研究倫理に関する規則として「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部研究倫理規程」や「静岡英和学院大学・静岡英和学院大学短期大学部研究活動に関する行動規範」を制定し、研究倫理委員会の開催を通して、学術研究に対する信頼と公正さを担保している。

研究活動の資源配分は、「静岡英和学院経理規程」や「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部個人研究費取扱要領」「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部共同研究規程」を整備し、適切に運用し物的支援を行っている。また、人的支援については企画部連携課が所管部署となり適切に行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において、「教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神に基づいて、学校教育を行うこと」を法人の目的と定めるとともに、「静岡英和学院常任理事行動規範」や「静岡英和学院職員倫理規程」を定め、誠実な業務執行のための規範とし、適切な運営

を行っている。

情報公開は、関連する法令等に基づき、ウェブサイトを通じて適切に行っている。

使命・目的の実現に向けては、「学校法人静岡英和学院中長期計画（アクションプラン）」を定め、進捗管理を通じて点検と見直しを行うなど、継続的な努力をしている。

環境保全については、節電や省エネルギー対策に取り組んでいる。人権への配慮については、「静岡英和学院ハラスメントの防止に関する規程」を制定し、安全への配慮としては、「静岡英和学院大学及び静岡英和学院大学短期大学部危機管理規程」を定め、学内外に対する危機管理体制を整備し、避難訓練の実施や、防犯対策を講じるなど、適切に機能している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、理事会を最高意思決定機関として位置付けるとともに、理事会のもとに理事長、院長及び教職員理事で構成する常任理事会を置き、機動的な意思決定ができる体制を整備している。

理事会への理事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状の様式も適切である。理事会では、役員の選任や、諸規則の改廃、事業計画や予算などの重要事項の審議等を行っており、適切に運営している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び短期大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び短期大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事会のもと、理事長、院長及び教職員理事で構成する常任理事会を毎月開催し、法人と短期大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を円滑に行っている。常任理事会では、理事会審議事項の共有や、法人及び短期大学の運営についての協議を行い、理事長がリーダーシップを発揮できる環境を整備している。学長は、経営会議、教授会、評議会での審議を通じて出された意見等を調整しながら業務を遂行しており、教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備している。また、学長に加え、副学長、短期大学部部長、事務局各部長は、短期大学の評議会、経営会議に出席又は陪席し、常任理事会及び理事会にも出席又は陪席していることから、法人と短期大学の各管理運営機関が相互にチェックする体制を整

備し、機能している。監事の選任は、寄附行為に基づいて行っており、理事会及び評議員会への良好な出席状況のもと、理事の業務執行状況や財産に関する状況の監査を適切に行っている。評議員の選任は、寄附行為に基づいて適切に行っており、評議員会への出席状況は良く、適切に運営を行っている。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

平成 21(2009)年度に策定した経営改善計画をきっかけに収支バランスが改善し、現在は、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度を計画期間とする中長期計画に基づき、具体的な財務目標を定め、適切に財務運営を行っている。

令和 4(2022)年度決算において、経常収支差額比率は短大単独ではマイナスではあるが、法人全体ではプラスであり、法人として適切な収支バランスを確保している。

法人全体の最重要課題として、学生・生徒数の確保に取り組むとともに、経費抑制を図ることで、事業活動収支は黒字で推移しており、収入と支出のバランスを保ち、安定した財務基盤を維持している。

外部資金の導入については、寄付を促進するため税額控除対象法人の認定を受け、ウェブサイトでも寄付の申込みができるよう努力している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準に基づき、「静岡英和学院経理規程」「静岡英和学院経理規程施行細則」「静岡英和学院資産管理規程」「静岡英和学院資金運用規程」「静岡英和学院固定資産及び物品調達規程」等の規則を整備し、これらに従い適正に会計処理を行っている。

学校法人会計における予算の重要性を認識し、年度末の 3 月に決算額と著しくかい離がないよう補正予算を編成している。

私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく公認会計士による会計監査は、2 人の公認会計士により年 2 回行い、会計監査の結果については、監事との意見交換により監事の監査に役立てている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として「内部質保証の方針」を制定することで、内部質保証の目的を明確にしている。

三つのポリシーを起点とする教育の質保証と中長期的な計画を踏まえた短期大学全体の質保証の双方にわたる実施の推進を担う恒常的な組織として、学長を委員長とする自己点検・評価委員会を置き、その責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価は、毎年度継続して行っており、年度末には完成した自己点検評価書を、自己点検・評価実施委員会に諮った後、ウェブサイト公表して、学内外に共有している。

平成 27 (2015)年度に委員長を学長とし、委員は副学長、短期大学部部長、学科長をはじめ、事務部門の部長で構成する IR 委員会を設置し、情報の収集・分析及び提供等を統括する組織を整備した。

IR 委員会では、学修行動基礎調査や年度毎に実施したアンケート調査の情報を共有し、卒業生アンケート、学修行動基礎調査の結果については、ウェブサイトにおいて公表している。

〈参考意見〉

○自己点検評価書において、字句の修正、法令等の遵守状況一覧の全面差替え、またエビデンス・資料においても修正、差替えなどが散見しており、責任組織である自己点検・評価委員会の点検における実効性の向上が望まれる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学科、専攻課程等と短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための学科の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、組織的な取り組みが望まれるものの、三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映している。

内部質保証のための短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みは、中長期計画に係る進捗管理表に基づいて改善状況をチェックする方法により確立している。年齢構成を意識した教員採用や危機管理マニュアルの周知などに成果が見られ、短期大学運営の改善・向上のためにその仕組みが機能している。

〈参考意見〉

○三つのポリシーを起点とする学修成果の点検・評価方法の確立と運用においては、組織的な取り組みが必要であり、教育の質保証における機能性向上が望まれる。

短期大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・社会連携

A-1. プラットフォームを中心にした連携等

A-1-① 自治体との連携

A-1-② 他大学との連携

A-1-③ 連携による地域課題解決に向けての取り組み

A-2. 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2-① 建学の精神に沿ったボランティア活動を推進する体制の整備

A-2-② ボランティアセンターの適切な運営とボランティア活動

【概評】

平成 28(2016)年度に静岡県静岡市と、令和元(2019)年度には沼津市及び富士市と包括連携に関する協定を締結し、各自治体と連携した地域の発展のための取り組みを教員と学生が参画し、実践している。活動は地域住民から高く評価され、参加した学生も活動によって学びを得ることができ、人材育成の場となっている。平成 29(2017)年には静岡市及び「I LOVE しずおか協議会」と同市内にある 7 大学で「静岡市文教エリア等の発展に向けた相

互協力に係る協定」を締結し、地域の課題解決に向けた取組みを実施している。

建学の精神である「愛と奉仕の実践」の具体的な実践の場である「ボランティアセンター」を設置し、全学的なボランティア活動の推進に取り組んでいる。「ボランティアセンター」の運営は、教職員から組織されるボランティア委員会が行い、学生主体のボランティア活動を支援している。活動の実施に当たっては、学生たちの主体的な参画を得て企画・運営を行い、地域貢献につながる個人やグループの活動を積極的に支援している。ボランティアセンターの活動はコロナ禍において自粛傾向にあったが、「エコウォーク」「英和 ECO 大作戦」など一部の活動は継続的に実施されており、学生は参加することによって学びを得ている。今年度は前年度の活動に加えて子ども食堂への支援なども予定されており、更なる活動の推進が期待される。

基準B. グローバル化

B-1. 留学生受け入れ、日本人学生との交流、地域の人との交流

- B-1-① 留学生受け入れの意味と留学生センターの運営
- B-1-② 留学生センターの活動
- B-1-③ 国際交流

【概評】

多様な背景を持つ留学生受け入れのための支援組織として留学生センターを設置し、留学生の生活サポートを行っている。運営に当たっては、センター長を含む2人が常駐し、ボランティアの日本人学生が留学生センターを支え、留学生が日本語で日本人学生と日常的に交流することができる機会を設けている。

留学生センターでは日本語能力の向上を目的とした日本語能力試験対策講座や日本文化の体験講座を実施し、留学生の日常生活におけるケアだけでなく、地域との交流活動にも積極的である。留学生が地域の方を招いて行う交流会の実施や、「ふじのくに留学生親善大使」の活動への協力など留学生が地域で活躍する機会を設けている。留学生の支援をはじめとして日本人学生との交流や学外における留学生の活動を支援することで、学内外におけるグローバル化の推進を行っている。コロナ禍において一部活動の自粛が見られたが、今後は留学生センターの主催する活動の増加や、地域における活動への参加、学外団体との交流なども予定されており、今後の活動の充実が期待される。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 毎週水曜日の「礼拝」の実施

キリスト教主義学校として、毎週水曜日に「チャペル礼拝」を行っている。水曜日の第2時限を使ったもので、1年生必修のキリスト教関連科目と連動している。そのため、1年生の出席率が高いことが大きな特徴である。話をするのは本学宗教主任のほか、学長、本学のクリスチャンの教員、また近隣の教会の牧師などである。聖書の教えについての解き明かしから、現実には起きている問題を聖書の見方ではどう考えるか、また人生における悩みや困難に際し、聖書はどのような助けになるかなど、多くの話題が提供される。決して信仰を強制するものではなく、正しい信仰への理解を深めることを大切にしている。学生にとっては、人生について考え、自分自身を見つめる機会となっている。キリスト教精神に基づく人間教育を実践する大切な時間であり、本学の建学の精神を学ぶ特別な時間である。

